

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年（2017年）4月5日付け平成29障害者支援第23号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年3月30日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成24年〇〇月〇〇日に医療法人〇〇〇〇に対して実施された平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導について、不適切な実地指導調書が作成され、必要とされる上司へのりん議も行なわれていないことについて、担当職員の特定制や処分を求める通報があり、それに対応するために作成されたすべての文書。平成27年12月4日付けで開示決定がされた文書を除く。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年4月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

平成24年〇〇月〇〇日に医療法人〇〇〇〇に対して実施された平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導について、不適切な実地指導調書が作成され、必要とされる上司へのりん議が行われていないことが通報により発覚した。この場合、担当職員を特定し、なぜ、このようになったか解明しなくてはならない。当然、処分が必要かどうかについては、人事課への報告や協議が必要と思慮される。これらの文書がないということは、常識では考えられない。

実地指導調書に係る〇〇健康福祉センターとのやり取りや今後の対応に関する業務報告については、「平27障害者支援第765号」で開示されている。りん議文書の

不存在については、「平27〇〇第1286号」で明らかになっている。

3 実施機関の理由説明に対する意見

- (1) 実施機関は、山口県行政組織規則（昭和43年山口県規則第15号）により、職員の任免、懲戒及び服務に関しては人事課、健康福祉センターの職員の身分及び服務に関しては健康福祉センターが行うと弁明しているが、障害者支援課が〇〇健康福祉センターに対して、指示を行い支配下に置いている。

〇〇健康福祉センターが、平成24年〇〇月〇〇日に実施した平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導で、不適切な実地指導調書が作成され、必要とされる上司へのりん議が行われていないことについては、情報公開で明らかになっている。これについて、適切な指導及び確認をするように障害者支援課に通報した。障害者支援課の主事が平成27年11月16日付けで作成した業務報告によると、同日、〇〇健康福祉センターの室長及び主任並びに障害者支援課の主幹及び主事が協議し、課長及び副課長に供覧を行っている。

平成27年11月24日付けの業務報告では、今後は、実地指導調書は非開示にすることを決めている。〇〇健康福祉センターが開示を決定したものが、障害者支援課が隠ぺいに熱中し、〇〇健康福祉センターに、今後、実地指導調書は非開示にするように指示し、〇〇健康福祉センターの主任からも「障害者支援課の指示で今後は開示できません。」と話があった。事実上、障害者支援課が健康福祉センターの分掌事務を支配している。

- (2) 総務省には行政の適切な運用を監視する行政評価の部門がある。国でも地方自治体でも、不適切な行政運用の通報を受けたら、誰が、なぜ、このようなことをしたかを特定し、処分が必要なら人事担当部署へ報告が求められる。公文書の作成及び管理については公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）で定められている。

審査請求人が開示を求め、実施機関が文書不存在としたものは、本来は作成されなくてはならない文書である。もちろん、公文書管理法は国の法律だが、地方自治体でも準用すべきものである。実施機関の文書不存在という主張は、外部から、不適切な調査が行われ、必要なりん議も行われていないという通報があっても、「何もしません。」と言っているようなもので、障害者支援課が唯一実行したことは、今後、再び、不適切な実地指導調書が作成されても、外部から指摘されないように非開示を決定したことである。

- (3) 審査請求人は、職員の出張を確認するため公用車の使用伺簿等、関係文書の閲覧を行った。実地指導を行った公用車の運転者の名前が、障害者支援課に在籍する職員と同じであったため、〇〇健康福祉センターの主任に「同じ人ですか。」と聞いたところ、「別人です。」と答えがあった。運転者の名前は苗字だけ記入するので、特定は難しいのだが、実施機関であれば簡単に特定できると思う。国や他の地方自治体に、審査請求人が行ったようなケースを一般論として質問し、どのような対応をするか聞いた場合、山口県のように何ら対応しないというケースはないと思う。

第4 実施機関の説明要旨

- 1 審査請求人は、平成24年〇〇月〇〇日に実施された平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導について、不適切な実地指導調書が作成され、必要とされる上司へのりん議も行われていないことについて、人事課への報告や協議が必要と思慮され、これらの文書がないということは、常識では考えられないと主張する。さらに、審査請求人は、平成29年3月31日に県へ電話し、人事課が保有する公文書ではなく、障害者支援課が所有する公文書について開示するよう求めている。

しかし、山口県行政組織規則では、各課等の分掌事務を、人事課については、職員の任免、懲戒及び服務に関する事、健康福祉センター総務課については、庶務に関する事として、職員の身分、服務に関する事等と定めているが、障害者支援課については、健康福祉センターの職員に対して、これらの事務を行うようには定めていない。

障害者支援課の分掌事務ではない事項について、障害者支援課に公文書が存在しないことは不審なことではない。

- 2 障害者支援課の分掌事務となっていないことについて、人事課等から、文書等の提出を求められる場合も想定されるが、本件についてそのような事実はない。

そもそも本件に係る実地指導については、指定障害福祉サービス事業所等指導監査実施要綱により、実施する機関は、事業所の所在地を管轄する健康福祉センターとされている。実地指導を実施する機関であり、庶務の分掌事務を有する健康福祉センターが存在することから、実地指導を実施する機関ではない障害者支援課に対し、文書等の提出が求められなかったことは不審なことではない。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、平成24年〇〇月〇〇日に実施機関が医療法人〇〇〇に対して実施した平成24年度指定障害福祉サービス事業実地指導において不適切な実地指導調書が作成されたことに伴い、これを担当した実施機関の職員を特定して処分を求める旨の通報を受けた障害者支援課が、当該通報に対応するために作成し、保有する全ての公文書（平成27年12月4日付け平27障害者支援第765号で行った公文書開示決定に係る公文書を除く。）である。

- 2 本件対象公文書の存否

審査請求人は、事実上、障害者支援課が健康福祉センターの分掌事務を支配していることから、不適切な実地指導調書を作成した〇〇健康福祉センターの職員の処分を求める通報に対応するための公文書は、本来、障害者支援課において作成されなくてはならず、障害者支援課に当該公文書が存在しないということは常識では考えられない旨主張している。これに対して、実施機関は、当該職員の処分は、障害者支援課の分掌事務ではないことから、当該通報に関し、障害者支援課には、既に開示した公文書以外の公文書は存在しないと説明している。

審査会において実施機関の事務分掌に係る関係規程を確認したところ、健康福祉センターの職員の処分に係る事務は障害者支援課の分掌事務としては明示されていないこと、また、障害者支援課では、当該通報を受けた際の状況について業務報告を作成しており、これを審査請求人に対して既に開示している事実も認められることから、実施機関の説明に不自然な点はないものと考えられる。

さらに、審査会において当該業務報告を実際に見分したところ、障害者支援課に、当該職員の処分に対応するための公文書が別に存在することをうかがわせるような事情も認められなかった。

よって、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成29年 6 月 19日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 8 月 7 日	事案の審議を行った。
平成30年12月17日	事案の審議を行った。
平成31年 2 月 7 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(平成31年2月7日現在)